



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



City of design NAGOYA

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008

名古屋市はユネスコが認定するデザイン都市です

ユネスコ・デザイン都市なごや 推進事業 規程

ユネスコ・デザイン都市なごや 推進事業 規程

(目的)

第1条 ユネスコ・デザイン都市なごや推進事業（以下「推進事業」という。）について、その承認に関する手続き並びに名古屋市と国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）が作成したロゴマーク及び推進事業の表記（以下「ロゴマーク等」という。）の適正な使用について必要な事項を定める。

(推進事業)

第2条 名古屋市が、ユネスコが創設した「クリエイティブ・シティズ・ネットワーク」のデザイン分野に加盟し、「ユネスコ・デザイン都市なごや」の推進を行うにあたり、推進組織である「ユネスコ・デザイン都市なごや推進事業実行委員会」（以下「実行委員会」という。）が主催する事業及び構成団体である名古屋市、名古屋商工会議所、（株）国際デザインセンター、中部デザイン団体協議会（以下「構成団体」という。）が主催する事業で、「ユネスコ・デザイン都市なごや」の取り組みの周知や発信等、デザイン都市の推進を行うものを「推進事業」と位置づけ、広報物にユネスコのロゴマーク等を使用することとする。ただし、次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に関して使用されると認められる場合
- (2) 営利目的と認められる場合

(ロゴマーク等)

第3条 ロゴマーク等のデザインは別記のとおりとする。

(承認申請)

第4条 推進事業を実施しようとする者は、あらかじめ推進事業承認申請書（第1号様式）により、名古屋市長（以下、「市長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、名古屋市並びに実行委員会が推進事業を実施する場合及び報道関係機関が報道目的にロゴマーク等を使用する場合は、この限りでない。

2 前項の申請書の提出は、実行委員会を経由して行わなければならない。

(承認書の交付)

第5条 市長は、前条に定める推進事業承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められた者に対して、承認書（第2号様式）を交付する。

(承認事項の変更)

第6条 推進事業の承認を受けた者が、承認事項について変更しようとする場合（ロゴマーク等の使用を中止しようとする場合を含む。）は、承認変更申請書（第3号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

(承認の取消)

第7条 市長は、推進事業の承認を受けた者が、第2条の各号に該当することとなったとき又は第5条の申請をしたときに第2条の各号に該当していたことが判明したとき、及び承認書の条件に違反する場合は、当該承認を取り消すものとする。

(ロゴマーク等の取扱い)

第8条 ロゴマーク等の取扱いについて、下記のように定める。

- (1) ロゴマーク等を使用する者は、第3条に定めるデザインを使用するものとし、その一部分のみを使用、又は変形、若しくは他の図形や文字と重ねて使用してはならない。また、指定外の配色を使用してはならない。
- (2) ロゴマーク等を使用する者は、使用後すみやかにその成果物1部を実行委員会に提出しなければならない。
- (3) 承認書に記載のロゴマーク等の使用承認期間の終了後、引き続きロゴマーク等を使用する場合は、再度承認申請書を提出し承認を受けなければならない。

附則

この規程は平成26年4月1日から施行する。